

### もくじ

2 因島総合支所・百島支所設計の  
最優秀者を選定

3 特集 キラリ★地域の達人  
～尾道大好き！～

6 トピックス ほか

7 マイナンバーコールセンターの  
設置、尾道税務署からのお知らせ  
ほか

8 暮らしの窓

秋の火災予防運動／市内の空き家の  
実態調査／清掃 ほか

10 健康・福祉

健康相談／休日当番医／国保健康家  
庭表彰／集団健診 ほか

13 子育て

乳幼児健診・相談・講習会／保育所  
(園)・認定こども園入所(園)児募集  
／市立幼稚園園児募集／病児保育  
ほか

18 スポーツ

18 芸術・文化

圓鋸勝三彫刻美術館招待券／写真の  
まち尾道四季展第7回フォトコンテ  
スト／御調地区文化祭2015／尾道市  
公民館等交流囲碁大会 ほか

22 情報アラカルト

夜間交通規制／なくそう犯罪・なく  
そう交通事故総決起大会／平成28年  
新年互礼会／因島地域の放課後児童  
クラブ常勤・非常勤指導員募集／外  
国人による日本語スピーチ大会&交  
流会出場者募集／市有地売却／尾道  
市安全・安心メールにご登録を ほか

30 相談

32 カメラさんぽ

### 今月の表紙



一生懸命作ったぼんぼりを見つめる子どもたち。「尾道灯りまつり」での1コマです。

ぼんぼりには、子どもたちの将来の夢や願いが描かれました。

### 尾道ベッチャー太鼓が釜山で公演

10月11日、瀬戸内しまなみ海道振興協議会(尾道市、今治市、上島町および関係19団体が構成)が、海外誘客促進事業の一環として、尾道市と友好交流都市である大韓民国釜山広域市中区で開催されたチャガルチ祭り(Chalgachi Festival)で、しまなみ海道のPRを行いました。

メインステージでは、尾道ベッチャー太鼓が演奏を披露しました。勇壮な太鼓の響きに現地の皆さんも大いに感動した様子で拍手喝采を送り、会場は熱気に包まれました。



### トピックス—Topics—



### 中国やまなみ街道沿線への 観光客増加を目指して

10月22日、市内のホテルで、「観光立国タウンミーティング in 尾道」が開催されました。中国やまなみ街道沿線の自治体関係者等が参加し、観光振興策について話し合いました。



### 秋を彩る菊の花

10月24日、千光寺公園で、「第59回尾道菊花展」のオープニングセレモニーが開催されました。菊花展は11月15日(日)まで開催します。



### ご当地グルメが大集合

10月24日・25日、駅前港湾緑地で、「グルメサミット in 尾道」が開催されました。山陰から四国までのご当地グルメが大集合し、多くの人でにぎわいました。

## 尾道市役所マイナンバーコールセンターを設置しています ☎0848-38-9166

設置期間 12月28日(月)まで(土・日・祝日を除く)

受付時間 9:00~17:00

通知カードの送付や個人番号カードの申請方法などはこちらまでお問い合わせください

### マイナンバーの通知カードは大切にお持ちください

日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。マイナンバーの通知カードは、尾道市では11月中旬以降に届きます。10月5日時点の住所へ世帯ごとに簡易書留で送付します。

郵便局へ郵便物の転送のための届け出をしている場合  
(通知カードは転送されずに市に返戻されます)

上記以外で受け取りが困難と思われる場合

受け取りについて  
上記コールセンター  
または市民課まで  
お問い合わせください

### マイナンバーの通知カードが届いた後で…

住所変更等の手続きをする場合

対象者全員の通知カードをお持ちください  
(変更内容を通知カードに記載します)

※通知カードは本人確認書類としての使用はできません。

通知カードを紛失・焼失した場合

市民課または各支所へ届け出をしてください



知らない人から  
電話で  
マイナンバーを  
聞かれることは  
ありません!

#### 【届け出に必要なもの】

- ・本人確認書類
- ・委任状(代理人の場合)
- ・紛失(自宅以外)の場合:遺失届受理番号
- ・焼失の場合:罹災証明書

☎市民課(☎0848-38-9102)

## 尾道税務署からのお知らせ ~国税に関する社会保障・税番号制度~

### 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として**社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)**が導入されます。

### 国税手続き

マイナンバー制度導入に伴い、国税手続きでは、

その1 税務関係書類に番号を記載する必要があります

その2 申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります

#### ☎【マイナンバー制度について】

- マイナンバーコールセンター(☎0570-20-0178)

[全国共通ナビダイヤル/平日9:30~22:00、土・日・祝日9:30~17:30(年末年始を除く)]

- 尾道税務署(☎0848-22-2131)

【国税に関するマイナンバー制度の最新情報について】

- 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

※「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」のバナーをクリックしてください。





### 「臨時福祉給付金」の申請はお済みですか

対象者と思われる人には申請書を送付しています。未申請の場合は、早めに申請手続きをください。



フクシ  
カクニンジャ

また、修正申告などにより所得金額や扶養者が変更になり、新たに臨時福祉給付金の支給対象になったと思う場合は、お問い合わせください。

**申請期限** 平成28年1月29日(金)

**臨**臨時福祉給付金コールセンター  
(☎0120-108-557/12月28日(月)まで[土・日・祝日を除く])  
社会福祉課(☎0848-37-3600)

### 11月9日(月)～15日(日)は、平成27年 秋の火災予防運動 「無防備な心に火災がかくれんぼ」

#### ■「住宅防火いのちを守る7つのポイント」

—3つの習慣・4つの対策—

##### 【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

##### 【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類とカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

**消**消防局予防課(☎0848-55-9123)



■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

☎電話

☎ファクス

✉電子メール

🏠ホームページ

📄申込先

🗨お問い合わせ先

### 野焼きはやめましょう



家庭ごみの野焼きは法律で禁止されています。

家庭ごみを、ドラム缶や基準を満たしていない焼却炉で焼却することも違法です。

農業を営む上でやむを得ない場合の草木の野焼き、たき火、とんど等、例外として認められているものもありますが、例外の場合でも、近隣の迷惑にならないように配慮をお願いします。

野焼きは、煙や悪臭だけでなく、ダイオキシンや二酸化炭素も発生させるなど、健康や自然環境へ深刻な影響を与えることになるので、野焼きをしないようにしましょう。

**環**環境政策課(☎0848-38-9434)

### 市内の空き家の実態調査のお知らせ

次の期間中、身分証明書を携帯し

た調査員(委託業者)が空き家の調査・写真撮影をします。

**調査期限** 平成28年2月29日(月)

**調査対象** 居住その他の使用がされていない住宅およびその他の建築物

※ただし、別荘や賃貸用・売却用等の住宅は除きます。

**調査委託業者** (株)ゼンリン福山サービスセンター

**環**建築指導課(☎0848-38-9245)

### 11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」を利用すると、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、さまざまなパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

**環**三原年金事務所(☎0848-63-4111)

**HP** <http://www.nenkin.go.jp/>

### 犬やねこを飼っている皆さんへ

#### ■飼い犬の登録と狂犬病予防注射

犬を飼う場合は、市への登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)が義務づけられています。狂犬病予防注射の注射済票の交付手続きがまだの方は、獣医師が発行した注射済証を必ず持参して、環境政策課か各支所で交付手続きをください。また、飼い主の変更(住所変更含む)や犬が死亡した場合も届け出をお願いします。



#### ■犬ねこの譲渡情報

犬ねこの譲渡のご希望があれば広島県動物愛護センターへご相談ください。また市ホームページからも、同センターの譲渡情報をご覧いただけます。

**環**広島県動物愛護センター

(☎0848-86-6511)

環境政策課(☎0848-38-9434)

## もしも、病気やけがで障害が残ったら～障害基礎年金～

国民年金加入中や、20歳前の病気やけがで障害の状態(精神の障害も含む)になったときは、一定の要件を満たせば障害基礎年金が支給されます。

### ■障害基礎年金が受けられる要件

- ①初診日(障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金に加入中の人。または、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない60歳以上65歳未満の人。
- ②初診日の前日において一定の保険料納付要件を満たしていること。
- ③障害認定日(初診日から原則として1年6カ月を経過した日、またはそれ以前に症状の固定した日)に障害年金等級表の1級または2級の障害の状態になっていること。

### ■20歳前に初診日があるとき

20歳前の病気やけがにより障害になり20歳に達したとき、上記③の要件を満たしていれば障害基礎年金を受けられます。(本人の所得制限があります。)

☎保険年金課(☎0848-38-9135)

※初診日が厚生年金加入中または3号被保険者(サラリーマンの配偶者)期間の人は、三原年金事務所(☎0848-63-4111)へお問い合わせください。

## 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人へ「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際に添付してください。

また、10月以降に今年初めて国民年金保険料を納付した人へは、来年2月上旬に送付されます。

☎ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル(☎0570-058-555[ナビダイヤル])

## 清掃

～毎月1日は  
「門前清掃の日」です～

- 【尾道・御調・向島地区】 ☎清掃事務所 (☎0848-48-2900)
- 【因島地区(原・洲江含む)】 ☎南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
- 【瀬戸田地区】 ☎南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

### 11月の「休日」のごみ持込受付(対象は家庭ごみです)

22日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30～12:00
	南部清掃事務所	
	瀬戸田名荷埋立処分地	
28日(土)	御調清掃センター	8:30～11:00

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日のごみの持込受付はありません。

### ○年末のごみの持ち込みは、お早めに

毎年年末のごみの持ち込みは、持ち込み車両で大変混雑し長時間お待ちいただく状況となっています。なるべく平日時間内に持ち込むか、少量のごみは、普段利用しているごみステーションに出すなど、混雑の分散にご協力をお願いします。

なお、年末のごみの収集日、持ち込みの日程およびし尿収集の日程について、詳しくは広報おのみち12月号に掲載します。

### ○11月23日(月)(勤労感謝の日)のごみ収集

月・木曜が「もやせるごみの収集地域」のみ収集します。

※もやせるごみ以外の収集はお休みです。  
※ごみ持込受付はありません。

### 持ち込みの順番待ちをする車両の列

きちんと分別してなるべく早めに持ち込んでください。

